

## 取りまとめ素案

### 第1 労働安全衛生対策をめぐる状況

2 近年、仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者は6割を超えるなど労働者への負担は拡大する傾向にある。

一方、一般健康診断結果を見ると、有所見率は年々増加の一途をたどり、平成15年では何らかの所見を有する者の割合は47.3%にも達している。その中でも高脂血症、高血圧症等に関連する所見を有する者の割合が高くなっている。このような状況の下、労働者に業務による明らかな過重負荷が加わることにより、脳・心臓疾患を発症したとして平成15年度に労災認定された件数は310件を超え、高止まりしている。このうち過労死の労災認定件数は157件であり、労働災害死亡件数の約1割相當にまで増加している。また、業務による心理的負荷を原因として精神障害を発病し、あるいは当該精神障害により自殺に至る事案が増加し、平成15年度の労災認定件数は100件を超えていている。

このようなことから、労働者の健康確保とりわけ過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策をさらに進めていくことが求められている。

## 第2 労働安全衛生対策の見直しの方向

### 3 過重労働・メンタルヘルス対策

#### (1) 過重労働による健康障害防止対策

現在の医学的知見によれば、長時間の時間外労働など労働者に過重な労働をさせたことにより疲労が蓄積している場合には、脳・心臓疾患発症のリスクが高まるとされていることから、これらの過重労働による健康障害を防止するためには、適正な労働時間管理と健康管理に加え、長時間の労働による負荷がかかった労働者についてその健康の状況を把握し、適切な措置を講じることが必要である。これとともに、過重負荷となる要因の把握と改善に向けて労使が協力して自主的な取組を行うことが期待される。

また、対策を適切かつ円滑に推進するためには、産業医に対する研修等の支援や中小企業に対する支援を行うことが必要である。

#### [対策の方向]

- ア 事業者は、1週当たり40時間を超えて行う労働が1月当たりで100時間を超え、疲労の蓄積が認められる者であって、面接指導に係る申出を行った者に対し、医師による面接指導を行うとともに、その結果に応じた措置を講じなければならないこと。ただし、前1月以内に医療機関において脳・心臓疾患に係る診察を受けている労働者であって診察結果等から健康上問題がないと医師が認めた労働者等は、面接指導を行わないこととすること。
- イ 産業医は、必要があると認めるときは、労働者に対して、アの面接指導の申出を行うよう勧奨できるものとすること。
- ウ 労働者は事業者が行う面接指導を受けなければならないこと。ただし、事業場内での面接指導を希望しない場合、外部の医師による面接指導を受け、その結果を事業者に提出できることとすること。
- エ アの面接指導を受けない労働者であっても、事業者は、長時間にわたる労働により疲労の蓄積が認められ又は労働者自身が健康に不安を感じた労働者であって申出を行った労働者及び事業場で定めた基準に該当する労働者に対して、面接指導の実施等必要な措置を行うよう努めることとすること。
- オ 過重労働による健康障害防止対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。
- カ 面接指導が適切に実施されるよう、産業医に対して研修等の支援を行うとともに、中小企業に対して地域産業保健センターによる支援等を行うこと。

## (2) メンタルヘルス対策

メンタルヘルス対策は、セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケアにより進めることが重要であるが、自殺予防といった観点からもメンタルヘルス不調となったときに介入が可能となる仕組みづくりが求められる。事業場においてメンタルヘルス対策を推進するためには、労使が協力して自主的な取組を行うことが期待されるところである。

また、対策を適切かつ円滑に推進するためには、産業医に対するメンタルヘルスに係る研修等の支援や中小企業に対する支援を行うことが必要である。

### [対策の方向]

- ア (1) の面接指導において、メンタルヘルス面にも留意するものとすること。
- イ 「職場における労働者の心の健康づくりのための指針」の内容を踏まえながら、事業場におけるメンタルヘルス対策の適切かつ有効な実施を図るために、メンタルヘルス教育の実施、相談体制の整備、外部機関の活用等について、法律に基づく指針で示すこと。
- ウ メンタルヘルス対策を衛生委員会の調査審議事項として追加すること。
- エ 産業医に対して研修等の支援を行うとともに、中小企業に対して地域産業保健センターによる支援等を行うこと。